

# PRICE LIST 【Car/普通二種】

Niigata Sekiya Driving School

※（ ）内は税込料金 2019年10月1日現在

希望免許	現在お持ちの他種免許	入校金	適性検査	教科書料	効果測定	学科教習 1h/5,000円	技能教習料 1h/5,000円	卒業検定料	卒業証明書料	教習料金合計
普通二種	MT 準中型（5t限定MTを含む）・ 中型（8t限定MTを含む）・大型	¥21,000 (¥23,100)	¥4,000 (¥4,400)	¥4,000 (¥4,400)	¥3,000 (¥3,300)	19h分 ¥95,000 (¥104,500)	18h分 ¥90,000 (¥99,000)	¥8,000 (¥8,800)	¥2,000 (¥2,200)	¥227,000 (¥249,700)
		¥24,000 (¥26,400)					21h分 ¥105,000 (¥115,500)			¥245,000 (¥269,500)
	AT 準中型（5t限定MT/ATを含む）・ 中型（8t限定MT/ATを含む）・大型	¥21,000 (¥23,100)					18h分 ¥90,000 (¥99,000)			¥227,000 (¥249,700)
		¥24,000 (¥26,400)					21h分 ¥105,000 (¥115,500)			¥245,000 (¥269,500)

○中型（8t限定MT/AT）とは、平成19年6月1日までに普通MT/AT免許を取得された方となります。 ○準中型（5t限定MT/AT）とは、平成19年6月2日から平成29年3月11日までに普通MT/AT免許を取得された方となります。

【限定解除】 希望車種	現在お持ちの他種免許	入校金	適性検査	教科書料	技能教習料 1h/5,000円	審査料	合格証明書料	教習料金合計
普通二種 MT	普通二種AT	¥22,000 (¥24,200)	¥4,000 (¥4,400)	¥4,000 (¥4,400)	4h分 ¥20,000 (¥22,000)	¥8,000 (¥8,800)	¥2,000 (¥2,200)	¥60,000 (¥66,000)

※平成29年3月12日以降に普通二種AT車を取得された方が、AT限定を解除するプランです。

プラン	オプション料金	
安心プラン	¥10,000 (¥11,000)	技能規定時限数プラス10時限までの延長教習が無料保証がされるプランです。 技能検定再受検については保証対象外となります。

◎いずれのプランも、アプラス運転免許クレジットのご利用を頂くことができます。

NOTE

このプランは、入校時に教習料金全額のご入金をお願いいたします。キャンセル料を含めて追加料金が発生した場合は、卒業時精算となります。  
上記料金は規定時限で卒業する場合の料金です。なお、途中でやめられた場合は、入校金・教科書料・実施済の教習や検定料金はお返しできない他、解約手数料として教習料金合計の10%を頂戴いたします。  
規定時間を超えた場合などの追加料金は、「C 追加料金」欄をご確認ください。  
技能教習及び技能検定の当日キャンセルは、キャンセル料がかかります。（技能教習：無断キャンセル5,500円（税込）、事前連絡時2,200円（税込）  
・技能検定及び審査：各8,800円（税込）／前日までのキャンセルは無料）  
この料金表は、予告なく変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。

C 追加料金	
技能補習料	¥5,000 (¥5,500)
卒業検定料	¥8,000 (¥8,800)

【普通二種免許取得希望の方への朗報です！】

新潟関屋自動車学校の普通二種教習は厚生労働省による「教育訓練給付金制度」の講座に指定されております。

【教育訓練給付制度】

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給するというものです。

※教育訓練費の一定割合に相当する額とは、受講者本人が教育訓練費として施設に支払った費用の20%に相当する額を限度に、公共職業安定所より支給されます。（4千円以上10万円を限度に支給）

【給付要件】

- 雇用保険の一般被保険者  
対象教育訓練の受講開始日において、雇用保険の一般被保険者である者のうち、支給要件期間が3年以上あるもの。ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合については、当分の間、支給要件期間が1年以上あれば要件を満たします。
- 雇用保険の一般被保険者であった者  
受講日において、一般被保険者でない者のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件が3年以上ある方。ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合については、支給要件期間が1年以上あれば要件を満たします。  
※事前に公共職業安定所での受給資格確認をお願いいたします。確認書類につきましては当校にございますので、ご相談時にお渡しいたします。

講座名称	現在お持ちの他種免許	訓練経費（教習費用）	ハローワークからの支給基準額	実質お支払額
MT	準中型（5t限定MTを含む）・ 中型（8t限定MTを含む）・大型	¥227,000 (¥249,700)	¥42,800 (¥47,080)	¥184,200 (¥202,620)
AT	準中型（5t限定MT/ATを含む）・ 中型（8t限定MT/ATを含む）・大型			

講座名称	普通二種免許（MT・AT）
	年齢21歳以上
受講者要件	大型免許・中型免許（8t限定を含む）・準中型（5t限定を含む）のいずれかを既にお持ちの方で、その免許を受けていた期間が通算3年以上の方 ※所持免許が準中型5t限定ATおよび、中型8t限定AT免許の場合、受講可能講座は「普通二種免許AT」となります。



tel 025-265-0101 / fax 025-265-0708 / e-mail e@sekiyads.co.jp